

令和2事業年度事業報告書

独立行政法人教職員支援機構

一 目 次 一

	1		法	人(の長	:1=	よ	る	メ	ツ	セ	_	ジ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2		法	人	の目	的	١,	業	務	内	容	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
	(1)	法人	人の	目	的	l																									
	(2)	業績	多内	容	ļ.																										
	3		政	策值	本系	:1=	お	け	る	法	人	の	位	置	づ	け	及	び	役	割	(Ξ	ッ	シ	∃	ン)			•			3
	4		中	期目	目標	į.						•						•		•	•			•	•		•						4
	(1)	中非	胡目	標	期	間																									
	(2)	一 5	定の	事	業	の	ま	ع	ま	IJ	ڗٞ	ع	の	目	標																
	5		法	人	の長	- の	理	念	ゃ	運	営	上	の	方	針		戦	略	等	•	-	•	-	•	-		•			•			5
	6		中	期詞	計画	ī及	ぴ	年	度	計	画	•			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•					6
	7		持	続的	内に	適	正	な	サ	_	ビ	ス	を	提	供	す	る	た	め	の	源	泉	•	•	•		•	•					8
	(1)	ガノ	ヾナ	・ン	ス	の	状	況																							
	(2)	役員	員等	の	状	況																									
	(3)	職員	員数	Į																											
	(4)	重	要な	施	設	等	の	整	備	等	の	状	況																		
	(5)	純貧	資産	の	状	況																									
	(6)	財》	原の	状	況	,																									
	(7)	社会	会及	び	環	境	^	の	配	慮	等	の	状	況																	
	8		業	務;	軍営	上	の	課	題	•	IJ	ス	ク	及	び	そ	の	対	応	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		11
	9		業	務(の遃	ĮΈ	な	評	価	の	前	提	情	報	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		13
1	0		業	務(の成	果	ع :	使	用	し	た	資	源	لح	の	対	比	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		19
	(1)	令和	旬元	; 年	度	の	業	務	実	績	لح	自	己	評	価																
	(2)	当日	中期	目	標	期	間	に	お	け	る	主	務	大	臣	1=	ょ	る	過	年	度	の	総	合	評	定	の	状	況		
1	1		予	算。	と決	算	ع :	の	対	比	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
1	2		財	務詞	者表	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
1	3		財	政丬	犬態	及	ぴ	運	営	状	況	の	法	人	の	長	1=	ょ	る	説	明	情	報	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
1	4		内	部絹	充制	の	運	用	に	関	す	る	情	報	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
1	5		法	人(ひ基	本	情	報	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
	(1)	沿	革																												
	(2)	設」	立根	!拠	法																										
	(3)	主	务大	臣	•																										
	(4)	組約	哉 体	制																											
	(5)	事詞	業所	の	所	在	地																								
	(6)	主	要な	特	定	関	連	会	社	•	関	連	会	社	及	び	関	連	公	益	法	人	等	の	状	況					
	(7)	主	要な	財	務	デ	_	タ	(法	人	単	位)	の	経	年	比	較												
	(8)	꽢 :	事業	年	度	の	予	算	•	収	支	計	画	及	び	資	金	計	画	(法	人	単	位)						
1	6		参	考悼	青報		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	31
	(1)	要糺	約し	<i>t</i> =	法	人	単	位	財	務	諸	表	の	科	目	の	説	明													
	(2)	70	の他	!公	表	箵	料	等	لح	ഗ	闡	係	ഗ	説	明																

1. 法人の長によるメッセージ

新学習指導要領は「前文」において、「教育は、教育基本法第 1 条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと」、第 2 条の目標を達成しなければならないとした上で、「これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である」と述べています。

これは小学校学習指導要領からの引用ですが、中学校、高等学校では「児童」が「生徒」に替わるだけで内容としては同一であり、幼稚園教育要領においても同じ趣旨が示されています。このことは、特別支援学校においても同様です。

各学校において教育課程を組み立て、「一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにする」ために必要な教育を実践していくのは誰か。

言うまでもなくそれは、各学校の教職員にほかなりません。教職員は、一人一人の子供たちの「いま」と「これから」に必要な資質・能力を養っていくという重要で崇高な営みを担っています。

しかしながら、現在、学校には様々な課題があります。社会の変化に対応することは決して容易でなく、学校における働き方改革も、必ずしも順調に進んでいるとは言えない状況です。

だからといって、子供たち一人一人が幸福に生きるために必要な力を養う学校教育を疎かにすることはできません。学校を、子供たちにとっても、教職員にとっても、魅力的な学びの場であるようにするためには、学校教育に関わる全ての大人が、それぞれの立場から誠実に関与していくことが求められます。

独立行政法人教職員支援機構は、教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として、国の教育政策上必要とする研修の効果的な実施や調査研究等を通じ、教職員の資質・能力の向上に寄与する組織です。平成 29 年の教育公務員特例法等の改正により、独立行政法人教員研修センター(平成 13 年発足)から名称変更し、組織改編を行い、「養成・採用・研修を通じた体系的かつ総合的支援拠点」として機能強化を図ってきました。

当機構は、令和2年度が第5期中期目標期間の最終年度に当たり、令和3年度から第6期中期目標期間が始まります。引き続き関係各方面のご意見やご援助を仰ぎつつ、「教員の養成・採用・研修に携わる関係諸機関をつなぐネットワークの構築」、「研修の高度化と体系化の促進」、「多様な研修ニーズに対応するコンテンツの開発」の3つを軸として業務を進めていきたいと考えています。

社会が大きく変化する中、また、度重なる自然災害や、新型コロナウイルス感染症の拡大といった経験したことのない状況の中で、子供たちそれぞれが、未来に向けて試行錯誤を重ねています。その伴走者として、これまでの実践の蓄積を振り返りつつ継続的に学び続けていくことが必要とされる教職員を支援するという当機構の責務の重さに、身の引き締まる思いです。

令和3年1月26日に提言された中央教育審議会の「『令和の日本型学校教育』 の構築を目指して~全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協 働的な学びの実現~(答申)」には、「一人一人の子供を主語にする学校教育の 目指すべき姿」が描かれています。

その実現に向けて、一人一人の教職員が主語になって、やりがいをもって教育活動を進めていけるよう、私たちもまた心を込め、省察を重ね、取り組んでいく所存です。

独立行政法人教職員支援機構 理事長 荒瀬 克己

2. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的(独立行政法人教職員支援機構法 第3条)

独立行政法人教職員支援機構は、校長、教員その他の学校教育関係職員に対し、研修の実施、職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及その他の支援を行うことにより、これらの者の資質の向上を図ることを目的とする。

- (2)業務内容(独立行政法人教職員支援機構法 第10条)
 - ① 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うこと。
 - ② 校長及び教員としての資質向上に関する指標を策定する任命権者に対して、当該指標の策定に関する専門的な助言を行うこと。
 - ③ 上記②に掲げるもののほか、学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助を行うこと。

 - ⑤ 免許状更新講習及び免許法認定講習等の認定に関する事務を行うこと。
 - ⑥ 教員資格認定試験の実施に関する事務を行うこと。
 - ⑦ ①~⑥に附帯する業務を行うこと。

<u>3.政策体系における法人の位置づけ及び役割(ミッション)</u>

文部科学省の政策目標では、「新しい時代に向けた教育政策の推進」(政策目標1)として、国民一人一人が生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現することを定め、そのための施策目標として、「魅力ある教育人材の養成・確保」(施策目標1-3)を定めています。

上記の政策目標を達成するため、機構は教職員の養成・採用・研修の一体的 改革を担う中核拠点として、教職員の資質の向上をミッションとしています。

政策目標 1 新しい時代に向けた教育政策の推進

施策目標 1 - 3 魅力ある教育人材の養成・確保

4. 中期目標

(1)中期目標の期間

中期目標の期間は、平成 28 年(2016 年) 4月1日から令和3年(2021 年) 3月31日までの5年間

(2) 一定の事業のまとまりごとの目標

- ① 学校教育関係職員に対する研修
 - ア 各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長、副校長・教頭、中 堅教員及び事務職員等に対する学校経営力の育成を目的とする研修
 - イ 各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者の養成等 を目的とする研修
 - ウ 地方公共団体単独での実施が困難な研修については、地方公共団体から の委託等により共益的事業として実施する。
 - エ 国の教育政策上、緊急に実施する必要性が生じた学校教育関係職員の研修については、関係行政機関からの要請又は委託等により実施する。
- ② 公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者 に対する専門的な助言
- ③ 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助
- ④ 学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及 びその成果の普及
- ⑤ 免許状更新講習及び免許法認定講習等の認定に関する事務
- ⑥ 教員資格認定試験の実施に関する事務

詳細につきましては、第5期中期目標をご覧ください。

https://www.nits.go.jp/22jou/service/plan/005.html

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

独立行政法人教職員支援機構は、学校教育関係職員等に対する総合的支援を行う全国拠点として、教職員の資質の向上を図ることを目的としており、この目的 を達成するため、以下6つの業務を実施することとなっています。

- ① 学校教育関係職員に対する研修
- ② 公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対する専門的な助言
- ③ 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助
- ④ 学校教育関係職員等の資質に関する調査研究及びその成果の普及
- ⑤ 免許状更新講習及び免許法認定講習等の認定に関する事務
- ⑥ 教員資格認定試験の実施に関する事務

養成・採用・研修の一体的な改革の推進と教職員の資質の向上を実現するため、 上記①~⑥の事業を着実に実施するとともに、機構のさらなる機能強化・充実に 向け、運営基本理念及び運営方針を定めています。

独立行政法人教職員支援機構運営基本理念・運営方針

1. 運営基本理念

- (1)教員研修の実施に当たっては、各都道府県教育委員会や民間機関等では担い得ない、国として真に実施すべき研修や調査研究等を実施することにより、我が国の教員の資質能力向上に寄与する。
- (2) 事務及び事業の遂行に当たっては、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る。

2. 運営方針

- (1) 理事長のリーダーシップの下、その明確な指示に基づき業務に当たること。
- (2) 最新の政策動向及び学校教育を取り巻く諸課題を踏まえ、事業の企画・立 案、実施、評価を着実に行い、絶えず質の高い研修や調査研究等を実施する こと。
- (3)学校関係職員等に対する総合的な支援拠点として機能するよう、国、行政、 大学等と連携協力体制を構築すること。
- (4)受講生の安全、安心と一定の快適性を確保できるよう、研修環境の整備を 進めること。
- (5)機構の機能強化に向けた取組を推進すること。
- (6)事務及び事業の遂行に当たっては、機構や独立行政法人を取り巻く状況な ど社会の変化や要請を踏まえること。
- (7) 別に定める機構行動規範に基づき、職務を遂行すること。

6. 中期計画及び年度計画

第5期中期計画(平成28年4月から令和3年3月)及び令和2年度計画に掲げる項目・主な内容は次のとおりです。

中期計画

- I 国民に対して提供するサービスその他の 業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置 1. 学校教育関係職員に対する研 修
- (1) 実施する研修の基本的な内容
 - ①各地域で学校教育において中心的な役割 を担う校長、副校長・教頭、中堅教員及び 事務職員等に対する学校経営力の育成を 目的とする研修
 - ②各学校や地域における研修のマネジメントを推進する指導者の養成等を目的とする研修
 - ③地方公共団体において受講者の量的確保 や質の維持向上が困難なものについて、地 方公共団体からの委託等により共益的事 業として実施する研修
 - ④国の教育政策上、緊急に実施する必要性が 生じ、関係行政機関からの要請又は委託等 により実施する研修
- (2) 研修の目標とする成果の指標

<主な定量的指標>

- ・参加率90%以上
- 有意義率 9 5 %以上
- ·大変有意義率80%以上
- ·研修成果活用率85%以上
- · 学校経営研修の校内研修等への研修成 果活用率 8 5 %以上
- ・指導者養成研修の校内研修等への研修 成果活用率60%以上
- (3)研修の効果的・効率的な実施のための方 法の導入
- (4)研修の廃止、縮減、内容・方法の見直し
- 2.公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対する専門的な助言
- 3. 学校教育関係職員を対象とした研修に関す る指導、助言及び援助
- (1)都道府県教育委員会等への指導、助言及び援助
- ① 教員等への指導、助言
 - ア オンラインによる研修機会の提供
 - イ 情報交換機会の提供
 - ウ 教員等の資質向上に資する情報の提供
- ② 教育委員会等への指導、助言
 - ア 教育委員会と大学等との連携促進
 - イ 研修講師や研修手法の提供
 - ウ 研修情報の収集・提供
 - エ 研修施設・設備の提供
- ③ 教員等の資質向上のための援助 ア 教育長 教育行政担当者を対象とした

年度計画

- I 国民に対して提供するサービスその他の 業務の質の向上に関する目標を達成するた めとるべき措置
- 1. 学校教育関係職員に対する研修
- (1) 実施する研修の基本的な内容中期計画に基づき、チーム学校の推進、初等中等教育段階からのグローバル化、アクティブ・ラーニングの推進等の新たな課題に対応した教育が学校現場で効果的に実践されるようにプロジェクトの調査研究の成果を踏まえ、研修事業の再構築を図ることとし、各研修を実施する。
- (2) 研修の目標とする成果の指標 <主な定量的指標>
 - · 参加率 9 0 % 以上
 - 有意義率 9 5 %以上
 - ·大変有意義率80%以上
 - ·研修成果活用率85%以上
 - ・学校経営研修の校内研修等への研修成 果活用率85%以上
 - ・指導者養成研修の校内研修等への研修 成果活用率60%以上
- (3)研修の効果的・効率的な実施のための方 法の導入
- (4) 研修の廃止、縮減、内容・方法の見直し
- 2.公立学校の校長及び教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対する専門的な助言
- 3. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助
- (1)都道府県教育委員会等への指導、助言及び援助
 - ① 教員等への指導、助言
 - ア オンラインによる研修機会の提供
 - イ 情報交換機会の提供
 - ウ 教員等の資質向上に資する情報の提 供
 - ② 教育委員会等への指導、助言
 - ア 教育委員会と大学等との連携促進
 - イ 研修講師や研修手法の提供
 - ウ 研修情報の収集・提供
 - エ 研修施設・設備の提供
- ③ 教員等の資質向上のための援助 ア 教育長等を対象とした会議の開催

会議の開催

- 研修企画・立案担当者を対象とした会 イ 議の開催
- アクティブ・ラーニングに関する研修 プログラムモデルの構築及び会議の開
- (2)教職大学院等との連携
- 1 教職大学院の院生等に対する支援
- 教職大学院の教員等に対する支援
- (3) 教職大学院等と教育委員会との連携促
- 4. 学校教育関係職員が職務を行うに当たり必 要な資質に関する調査研究及びその成果の 普及
- 5. 免許状更新講習及び免許法認定講習等の認 定に関する事務
- 6. 教員資格認定試験の実施に関する事務
- Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成す るためとるべき措置
- 1. 経費等の縮減・効率化
- 2. 間接業務等の共同実施
- 3. 予算執行の効率化
- Ⅲ 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支 計画及び資金計画
- 1. 予算 2. 収支計画
- 3. 資金計画
- IV 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額は4億円
- 不要財産の処分計画 なし
- Ⅵ 重要な財産の処分等に関する計画 なし
- Ⅲ 剰余金の使途

研修事業の充実、研修に関する指導、助言及 び援助等の充実、機能強化・組織見直し、施設 ・設備整備等の充実に充当

- その他主務省令で定める業務運営に関す る事項等
- 1. 施設・設備に関する計画
- 2. 人事に関する計画
- 3. 内部統制の充実・強化 4. 業務の電子化の推進及び情報セキュリティ の確保
- 5. 中期目標期間を超える債務負担6. 積立金の使途

- 研修企画・立案担当者を対象とした会 議の開催
- アクティブ・ラーニングに関する研修 プログラムモデルの普及
- 喫緊の教育課題に対応する支援
- (2) 教職大学院等との連携
- ① 教職大学院の院生等に対する支援
- 教職大学院の教員等に対する支援
- ③ 教職大学院等、教育委員会との連携促進
- 4. 学校教育関係職員が職務を行うに当たり必 要な資質に関する調査研究及びその成果の 普及
- 5. 免許状更新講習及び免許法認定講習等の認 定に関する事務
- 6. 教員資格認定試験の実施に関する事務
- Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成す るためとるべき措置
- 1. 経費等の縮減・効率化
- 2. 間接業務等の共同実施
- 3. 予算執行の効率化
- Ⅲ 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支 計画及び資金計画
- 1. 予算 2. 収支計画
- 3. 資金計画
- Ⅳ 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額は4億円

V 剰余金の使途

研修事業の充実、研修に関する指導、助 言及び援助等の充実、調査研究事業の充実、免 許法関連事務の充実、機能強化・組織見直し、 施設・設備整備等の充実に充当

- VI その他主務省令で定める業務運営に関す る事項等
- 1. 施設・設備に関する計画
- 2. 人事に関する計画
- 3. 内部統制の充実・強化 4. 業務の電子化の推進及び情報セキュリティ の確保

詳細につきましては、第5期中期計画及び令和2年度計画をご覧ください。 https://www.nits.go.jp/22jou/service/plan/005.html

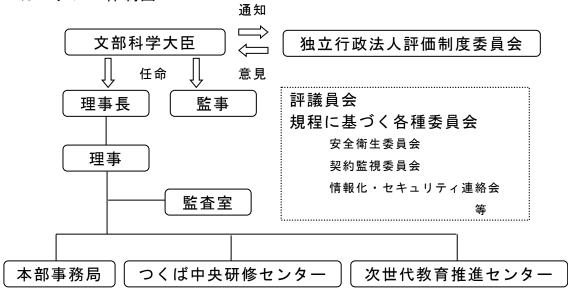
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

① 主務大臣

文部科学大臣 (所管課:文部科学省総合教育政策局教育人材政策課)

② ガバナンス体制図



(2)役員等の状況

① 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

役 職	氏	名	任	期	経		歴
			平成29年	4月1日	平成 14.	10	島根大学教授
理 事 長	髙岡	信也	~	•	平成 23.	5	独立行政法人教員研修センター理事
			令和3年3	月31日	平成 25.	4	独立行政法人教員研修センター理事
					長		
			令和3年4	月 1 日	平成 15.	4	京都市立堀川高等学校校長
	荒瀬	克己	^	•	令和 2.	4	関西国際大学教授
			令和8年3	月31日	令和 3.	4	現職
			令和3年	5月 1日	平成 28.	6	独立行政法人国際交流基金上級審議役
理 事	大路	正浩	~	•	平成 30.	7	現職
			令和 5 年 4	月30日			
			平成28年	8月1日	平成 21.	6	三菱UFJ不動産販売株式会社取締役社長
監 事	梅村	正信	~	•	平成 27.	4	独立行政法人教員研修センター監事
(非常勤)			令和2事業	年度財務			
			諸表承認日	まで			
			平成28年	8月1日	平成 26.	5	八戸工業大学副学長
監 事	橋本	都	~	•	平成 27.	4	独立行政法人教員研修センター監事
(非常勤)			令和2事業	年度財務			
			諸表承認日	まで			

② 会計監査人

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第 3条第1項により監査を要しない法人となっています。

(3)職員数

34人(令和2年度末)

(4) 重要な施設等の整備等の状況

主たる事務所を茨城県つくば市に置くとともに、東京都千代田区に2カ所の事務所がありますが、2カ所とも賃貸であり所有する施設ではありません。

(5) 純資産の状況

資本剰余金の明細

(単位:百万円)

I	ヌ 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘	要
資本金	政府出資金	3,891	0	0	3,891		
貝平並	計	3,891	0	0	3,891		
	無償譲与	13	0	0	13		
資本剰余金	運営費交付金	46	0	0	46		
	施設整備費補助金	3,388	189	0	3,576		
	計	3,447	189	0	3,636		
その他	減価償却相当累計額	△2,797	0	96	△2,893		
行政コスト	除売却差額相当累計額	△30	0	0	△30		
累計額	計	△2,827	0	96	△2,923		

積立金の明細

(単位:百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
通則法44条1項 積立金	41	50	0	91	増加:前期利益処分

(6) 財源の状況

① 財源の内訳(運営費交付金、国庫補助金、自己収入)

令和2年度の収入は 1,433 百万円であり、その内訳は、運営費交付金 1,215 百万円(総収入の 84.8%)、施設整備費補助金 193 百万円(総収入の 13.4%)、 自己収入 25 百万円(総収入の 1.8%)となっています。

② 自己収入の内訳

機構の収入は、運営費交付金、国庫補助金のほかに自己収入があります。

機構は、教員資格認定試験の実施事務を国(文部科学省)から移管されて実施しています。試験受験者からの受験手数料等として24百万円の収入があります。

なお、機構は、年間を通し全国から教職員が集まり1~2週間に渡る宿泊型研修を実施していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全ての宿泊型研修を中止しました。このため令和2年度においては、敷地内に設置している宿泊施設の宿泊料収入はありませんでした。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

機構における物品の調達に当たっては、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」(令和2年4月1日)を定め、グリーン購入法に適合する環境に配慮した製品等の調達に努めています。毎年の調達実績は、ホームページで公表しています。

また、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結にも努めています。同様に、ホームページにおいて契約締結状況を公表しています。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) 内部統制とリスク管理の基本的考え方

独立行政法人の目的は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業の担い手として、国民の信頼が得られるよう業務を効率的かつ効果的に実施することにあります。

このため、機構が、独立行政法人として国民及び社会に対して果たさなければならないミッションを効率的かつ効果的に果たすこと等を目的として、 課題・リスクを洗い出し、組織が一丸となってそれに対応する仕組みとして、 理事長によるリーダーシップの下に、内部統制を整備・運用しています。

(2) 内部統制の目的

内部統制は、以下の4つを目的として整備・運用を行います。なお、独立 行政法人制度の趣旨に鑑みれば、とりわけ①業務の有効性及び効率性を最重 要目的としています。

①業務の有効性及び効率性

中期目標等に基づき業務を行いつつ、機構のミッションを果たします。 また、より効率的に業務を遂行します。

②事業活動に関わる法令等の遵守

事業活動に関わる法令その他の規範の遵守を促進します。

③資産の保全

資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、 資産の保全を図ります。

④財務報告等の信頼性

国民に対する説明責任及び第三者による評価に資するため、財務報告及び非財務報告に係る情報の信頼性を確保します。

(3) 内部統制の充実・強化

中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、機構のミッションを 有効かつ効率的に果たすため、以下の6つを内部統制の基本的要素として考 え、機構のミッションや理事長の理念を組織内の各層に浸透させるととも に、役職員のモチベーション・使命感を向上させるなど、各種の取組を行っ ています。

①統制環境

組織の気風を決定し、組織内のすべての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の基本的要素の基礎をなし、リスクの評価と対応、統

制活動、情報と伝達、モニタリング及びICTへの対応に影響を及ぼす基盤を整備・運用しています。

なお、統制環境としては、例えば、理事長の理念及び姿勢、運営上の方針及び戦略、理事及び監事の有する機能、組織構造及び慣行、権限及び職責、人的資源に対する方針と管理などが挙げられます。

②リスクの評価と対応

機構のミッション遂行の障害となる要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行う一連のプロセスについて整備・運用しています。

③統制活動

理事長の指揮命令が適切に実行されることを確保するために定める方針及び手続を整備・運用しています。統制活動には、権限及び職責の付与、職務の分掌等の広範な方針及び手続が含まれます。このような方針及び手続を、業務のプロセスに組み込み、組織内のすべての者において遂行されるようにし、機能させるものです。

④情報と伝達

必要な情報が識別、把握及び処理され、組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保しています。組織内のすべての者が各々の職務の遂行に必要とする情報は、適時かつ適切に、識別、把握、処理及び伝達することが必要です。また、必要な情報が伝達されるだけでなく、それが受け手に正しく理解され、その情報を必要とする組織内のすべての者に共有されることが必要です。

⑤モニタリング

内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスとして モニタリングを行っています。モニタリングにより、内部統制は常に監視、 評価及び是正されることになります。モニタリングには、業務に組み込ま れて行われる日常的モニタリング及び業務から独立した視点から実施され る独立的評価がありますが、両者は個別に又は組み合わせて行っています。

⑥ICTへの対応

ミッションを果たすため、ICTの利活用は欠かせません。あらかじめ適切な方針及び手続を定め、それを踏まえて、業務の実施において組織の内外のICTに対し適切に対応しています。

9. 業務の適正な評価の前提情報

令和2年事業年度の機構の各業務についての理解とその評価に資するため、各 事業の前提となる、主な事業スキームは以下のとおりです。

(1) 学校教育関係職員に対する研修

研修事業

都道府県等から推薦された教員、および教育関係職員等、年間約8,000名を対 象として研修事業を実施しています。受講者は学校経営、教育実践において 各地域の中核として活躍しています。

文部科学省

国の教育政策 の方向性

都 市 道 町 府 村 県

教

育

委

員

슺

教 学 育 校 委 教 員 職 숲 昌

今後、各地域の 中核として活躍 が期待される者 を教育委員会が 推薦

マネジメントを 推進する指導 者を教育委員 会が推薦

教職大学院

単位認定を行う(予定を含む)教職大 学院の学生を教職大学院が推薦

- ■「第5期中期目標」における評価 指標
- ·参加率90%以上...87.5%
- 研修直後アンケート 「有意義であった」95%以上...100% 「大変有意義であった」80%以上 ...87.5%
- ·研修受講1年後成果活用調査 「研修成果を効果的に活用できて いる(令和元年度受講)」85%以上 ...94.4%

NITS つくば中央研修センター

↓ 調査研究連携

NITS 次世代教育推進センター

中央研修(5本)

- 校長研修
- •副校長•教頭等研修
- •中堅教員研修
- ・次世代リーダー育成研修
- 事務職員研修

)指導者養成研修(15本+3本)

- 学校組織マネジメント
- ・カリキュラムマネジメント
- ・生徒指導・教育相談・いじめ問題
- 外国人児童生徒等に対する日本語指導
- 外国語指導助手
- ·体力向上 ·健康教育 ·食育
- ・学校安全 ・道徳教育 ・人権教育
- 学校教育の情報化・幼児教育
- (キャリア教育・小学校外国語・言語活動) 教育は動画教材及び資料の提供)



○国の最新の動向を踏まえ た一流講師陣による講義 教職大学院との連携 (連携協力協定数44大学)

※令和2年度はコロナ禍における研修の継続を最優 先させ、早期にオンライン研修へ移行して実施

(2)公立学校の校長及教員の資質の向上に関する指標を策定する任命権者に対 する専門的助言

指標に関する専門的助言

教育公務員特例法等の一部改正により校長及び教員の資質向上に関する指標の策定に関する専門的な助言を行うことが義務付けられました。このことを踏まえ、教育委員会等において策定された指標を収集・整理し情報提供や意見交換等を行い、指標に関する専門的な助言を行っています。

文部科学

省

諸外国では教員の資質能力スタンダードに基づく教育改革を実施

平成27年 中央教育審議会答申

教職員がキャリアステージに応じて身につけるべき資質や能力を明確化

運平管

費

交付

金

平成28年 教育公務員特例法 一部改正 育成指標を踏まえた教員研修計画の策定

独立行政法人教職員支援機構は、指標を策定する者に対して、当該指標の策定に関する専門的な助言を行うものとする(教育公務員特例法第22条の3第4項)

教職員支援機構(主体)

指標に関する専門的助言

①相談窓口

「協議会・指標・教員研修計画等に関する相談窓口」の継続開設(WEB掲載) ※文科省と連携

②指標データベースの 作成

各教育委員会が策定した 指標をデータベース化 (WEB掲載)

③「情報交換の広場」 を開設

教育委員会が知りたい 情報を機構が収集し、 情報提供と共有化を図 るシステム (WEB掲載)

調査研究プロ ジェクトチーム

④情報提供と意 見交換

教育委員会や教育センターに訪問。指標と研修に関する課題解決に役立つ全国の先進事例を紹介

都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、中核市教育委員会 教職大学院等

日本全国の状況把握ならびに専門的助言により、各都道府県教育委員会等主催教員 研修の内容の改善→教員の資質向上

(3) 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助

指導·助言·援助

全国的な教職員の総合的支援の中核拠点として、学校教育関係職員の研修を充実させるための指導・ 助言・援助を行うとともに、教職大学院等の大学等とのネットワークを活用して、連携協定を締結した大学等の院生や教育の研究・交流を支援するための指導・助言・援助を行っています。

文部科学省

教職員支援機構(主体)

- 1. 講義動画の提供による研修機会の拡充
- 2. 教育実践の好事例の収集と普及表彰事業
- 3. 参加型ワークショップによる地域ネットワークの構築等
- 1. 講義動画の提供(オンラインによる研修機会の提供)





職務多忙等から学校現場を離れての研修の機会が困難な教員等に多様な研修の機会を、インターネット上の動画共有サイト『YouTube』に機構公式チャンネルを開設し、提供令和2年度:37本作成 再生回数:890,645回

2. 表彰事業「NITS大賞」 (好事例の収集と普及)



3.「NITSカフェ」 (参加型ワークショップ研修)



学校をとりまく課題の解決に向けて実践した活動を広く募集し、表彰・公表することによって、教育現場に好事例を普及させる「NITS大賞」や、各地域の教育ネットワーク構築のための「NITSカフェ」の開催「NITS大賞」応募数 216点「NITSカフェ」参加者数 553人

- 4. 教職大学院等との連携 院生支援(機構主催研修参加 259人)等
- 5. 研修プログラム開発支援事業 採択数26件
- 6. 国際連携の推進及び海外教員研修実施支援 タイ国校長等対象研修 参加者89人
- 7. 研修講師や研修手法の提供 講師派遣 7件
- 8. メールマガジンによる情報発信 メルマガ登録者数 19,555人 等

(4) 学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及び その成果の普及

調査研究及びその成果の普及

教育公務員特例法等の一部改正により、平成29年度から教員の養成・採用・研修の改善を目的とした 調査研究に着手しました。教員の養成・採用・研修の改善に資する専門的・実践的な調査研究を実施し 機構の各種事業に反映させるとともに学校教育の関係者に広く普及させることを目的に、令和2年度 においては、6つの調査研究プロジェクトを実施しました。

部 科 学 省

運 営費

付

教職員支援機構(主体)

~養成・採用・研修の改善に関する専門的実践的な調査研究~

教員の大量退職や大量採用、学び続ける教員の育成、新しい学習指導要 領への対応などの学校を取り巻く環境変化を踏まえ、管理職育成に関す る研修の在り方や学校と地域の連携の在り方に関する調査研究を6プロ ジェクト実施

国公私立大学

教育委員会

- 調査研究事業 1. 管理職育成に関する研修の在り方に関する調査研究
- 2. 教員免許更新制の在り方に関する調査研究
- 3. 学習指導法の改善に関する調査研究
- 4. 学校と地域の連携の在り方に関する調査研究
- 5. 日本発教師のwell-being(個人的社会的幸福)のため の制度的保障に関する調査研究
- 6. 学校運営の行動変容を促進する要因の解明に関す る調査研究

都道府県•指 定都市•中核 市教育センタ

教育事業者

連携•成果循環

■調査研究成果

- ・機構が実施する各種事業の企画・立案に適切に反映
- ・教職員の資質向上に関する資料や調査結果等に関するデータベースを作成し、 教育委員会、大学等はもとより広く一般にも公開 (WEBサイトアクセス数(令和2年度):11,533件)
- つくば中央研修センター主催研修の高度化・体系化
- ・セミナープログラムの開発・実施
- 報告書の作成・公開

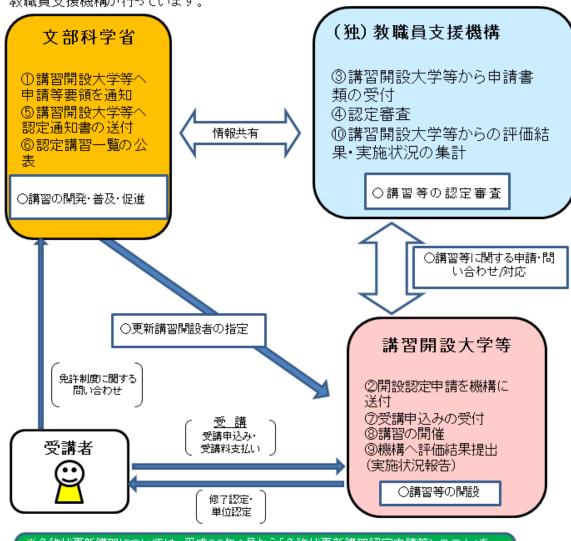
(5) 免許状更新講習及び免許法認定講習等の認定に関する事務

免許状更新講習・免許法認定講習等の認定事務

教員免許更新制(免許状更新講習)は、その時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。

免許法認定講習・公開講座・通信教育とは、一定の教員免許状を有する現職教員の方が、上位の免許状や他の種類の免許状を取得しようとする場合に、大学の教職課程によらずに必要な単位を修得するために開設されている講習・公開講座です。

いずれも平成30年度から、教育職員免許法に基づき、文部科学大臣が行う認定に関する事務を教職員支援機構が行っています。



※免許状更新講習については、平成30年4月から「免許状更新講習認定申請等システム」を 導入したことにより、大学等の開設者が行う申請のオンライン化、講習情報のデータベース化、 機構が行う認定事務の電子化が実現しました。これにより、機構の認定事務の効率化、大学等 の開設者の事務の効率化が促進しました。

(6) 教員資格認定試験の実施に関する事務

教員資格認定試験

教員資格認定試験は、広く一般社会に人材を求め、教員の確保を図るため、大学等における通常の教 員養成のコースを歩んできたか否かを問わず、教員として必要な資質、能力を有すると認められた者に 教員への道を開くために文部科学省が実施している試験です。本試験合格者は、都道府県教育委員 会に申請することにより、合格した認定試験の種類に応じた教諭の普通免許状が授与されます。 教職員支援機構では、教育職員免許法の規定により、本試験の実施に関する事務を行っています。

<u>文部科学大臣(法律上の実施主体)</u>

教育職員免許法:文部科学大臣は、教員資格認定試験の実施に関する事務を機構に行わせる

運営費交付金

(独)教職員支援機構

独立行政法人教職員支援機構法:教育職員免許法の規定による教員資格認定試験の実施に関する事務を行う



最終合否通知送付 (合格証書の名義は 文部科学省)



免許状 授与

申請

都道府県 教育委員会 文部科学省により定められた実施種類数 3種類(幼稚園、小学校、特別支援学校) (参考)令和2年度出願受理件数

幼稚園: 26名 小学校:819名 特別支援学校:174名

※試験の運営等、一部業務については外部委託 特別支援学校教員資格認定試験については、試験運営を国立大学法人に委託

小学校教員資格認定試験合格者の状況等

中央数育審議会初等中等 教育分科会教員養成部会 資料より



- <出典>平成29年度教員資格認定試験 合格者アンケート(文部科学省)
- ·調査対象者:平成24年度~27年度小学校教員資格認定試験の最終合格者852名
- ·回答数:364名(回収率42.7%)

10 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 令和2年度の業務実績とその自己評価

機構は、学校教育関係職員等に対する総合的支援を行う全国拠点として、 教職員の資質の向上を図ることを目的に、第5期中期計画及び令和2年度計 画に沿って、役職員一体となって着実に業務を推進し適切な業務運営を行っ ています。各業務の自己評価と行政コスト(セグメント毎)との関係の概要 については次のとおりです。

令和2年度項目別評定総括表

項目	自己評価	行政コスト
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の		百万円
向上に関する事項		
1. 学校教育関係職員に対する研修	S	195
2. 公立学校の校長及教員の資質の向上に関する指標を	Α	51
策定する任命権者に対する専門的助言		
3. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、	S	325
助言及び援助		
4. 学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質	Α	72
に関する調査研究及びその成果の普及		
5. 免許状更新講習及び免許法認定講習等の認定に関す	Α	78
る事務		
6. 教員資格認定試験の実施に関する事務	Α	174
Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとる		
べき措置		
1. 経費等の縮減・効率化	В	_
2. 間接業務等の共同実施	В	_
3. 予算執行の効率化	В	_
Ⅲ 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資)	_
金計画		
Ⅳ 短期借入金の限度額		_
Ⅴ 剰余金の使途	J	_
VI その他主務省令で定める業務運営に関する事項等		
1. 施設・設備に関する計画	Α	_
2. 人事に関する計画	Α	_
3. 内部統制の充実・強化	В	_
4. 業務の電子化の推進及び情報セキュリティの確保	В	_

詳細につきましては、令和2年度業務実績報告書をご覧ください。

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区	分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
評	定	В	Α	Α	Α	

- ※ 評定区分は以下のとおりとする。
 - S:中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回 る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又 は対年度計画値)の 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められ る場合)。
 - A:中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の 120 %以上とする。)。
 - B:中期計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の100%以上120%未満)。
 - C:中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては 対中期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満)。
 - D:中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

11 予算と決算との対比

決算報告書の要約

(単位:百万円)

			令和 2 年度
	予 算	決 算	差額理由
区 分			
収入	1, 432	1, 433	
運営費交付金	1, 215	1, 215	
施設整備費補助金	193	193	
自己収入	25	25	
支出	1, 432	1, 415	
一般管理費	154	152	集合型研修の中止による光熱給水費他の減
業務経費	753	742	集合型研修の中止による旅費他の減
人件費	332	329	超過勤務手当が見込額より減
施設整備費	193	193	

(注)○項目毎の単位未満の端数を四捨五入しているため、合計金額が一致しない場合があります。

12 財務諸表

① 貸借対照表				(単位:百万円)
資産の部	金	額	負債の部	金額
流動資産		437	流動負債	324
現金及び預金		403	未払金	263
その他		34	その他	61
固定資産		5, 269	固定負債	672
有形固定資産		5, 122	資産見返負債	582
		39	長期リース債務	2
無形固定資産		0.9	退職給付引当金	88
投資その他の資産		108	負債合計	996
			純資産の部	金額
			資本金	
			政府出資金	3, 891
			資本剰余金	713
			利益剰余金	106
			純資産合計	4, 710
資産合計		5, 706	負債・純資産合計	5, 706

② 損益計算書

4= 34 = +h == 4 + 3	4 004
経常費用(A)	1, 204
教育研修事業費	841
人件費	267
減価償却費	63
その他	511
一般管理費	341
人件費	226
減価償却費	21
その他	94
その他	22
経常収益 (B)	1, 220
運営費交付金収益	1, 076
自己収入等	25
その他	118
臨時損失(C)	0
固定資産除却損	0
臨時利益(D)	0
資産見返運営費交付金戻入	0
当期総利益(B-A-C+D)	16

(単位:百万円)

③ キャッシュ・フロー計算書

) +-	ャッシュ・フロー計算書	(単位:百万円)			
		金額			
Ι	業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	△26			
	人件費支出	△ 482			
	その他の業務支出	△ 784			
	運営費交付金収入	1, 215			
	自己収入等	25			
	利息の受取額	0			
П	投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	37			
Ш	財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△ 16			
IV	資金に係る換算差額(D=A+B+C)	_			
V	資金増加額(E)	△5			
VI	資金期首残高(F)	368			
VII	資金期末残高 (G = D+E + F)	363			

④ 行政コスト計算書

		金	額
Ι	損益計算書上の費用		1, 204
П	その他行政コスト 減価償却相当額		96
Ш	行政コスト		1, 300

(単位:百万円)

13 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 財務諸表の概要

経常費用、経常収益、当期総利益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析

(経常費用)

令和2年度の経常費用は1,204百万円で、前年度比256百万円減(17.5%減)となっています。これは、主として集合型研修の中止による旅費、会場借料等の減による教育研修事業費の減少が主な要因です。

(経常収益)

令和2年度の経常収益は1,220百万円で、前年度比291百万円減(19.2%減)となっています。これは、集合型研修の中止による宿泊料収入の減及び運営費交付金により資産を取得した結果、運営費交付金収益が減少したことが主な要因です。

(当期総利益)

令和2年度の当期総利益は16百万円で、前年度比34百万円減(68.6%減) となっています。これは、集合型研修の中止による宿泊料収入が減少したこ とが主な要因です。

(資産)

令和2年度末現在資産合計は5,706百万円で、前年度比128百万円増(2.3%増)となっています。これは、建物改修工事(第二研修棟エレベーター設置工事他)の完了による建物等の増加が主な要因です。

(負債)

令和2年度末の負債は996百万円で、前年度比19百万円増(2.0%増)となっています。これは、対応する固定資産の取得による資産見返負債の増加が主な要因です。

(利益剰余金)

令和2年度末の利益剰余金は 106 百万円で、前年度比 16 百万円増(17.2%増)となっています。これは、令和2年度に当期総利益が発生したことが要因です。

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

令和2年度の業務活動によるキャッシュ・フローは△26百万円で、前年度比87百万円減(141.6%減)となっています。これは、令和2年度は施設運営収入が前年度に比し少なかったことが主な要因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

令和2年度の投資活動によるキャッシュ・フローは37百万円で、前年度比70百万円増(前年度は Δ 33百万円)となっています。これは、施設費による収入が発生したことが主な要因です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

令和2年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△16百万円で、前年度 と同額となっています。

14 内部統制の運用に関する情報(内部統制システムの運用状況など)

(1) 内部統制の運用

迅速な意思決定・効率的な組織運営を行うため、事務連絡会を隔週で開催し、機構全体の業務の進捗・課題の 共有を図っています。Zoomによる Web会議形式とし、直接全職員が事務連絡会を視聴することが可能となっています。このことにより、理事長の経営方針に関する意思伝達や各課からそれぞれの課題について報告し協議する体制をとっています。

毎年度、役員会において監事監査報告を行い、本機構における内部統制の 充実について役員間の意見交換を行っています。

また、評議員会を組織し、機構の管理運営に関する重要事項について、審議を行うとともに、意見を聴取しています。

この他、規程に基づく各種委員会を設置し、適切な管理運営を行っています。

(2) 監査の実施

機構における業務及び会計の適正を期するため、監事監査を実施しています。業務監査においては、中期目標及び中期計画等に基づき実施される業務、理事長の意思決定の状況、内部統制システムの構築・運営状況について、会計監査においては、予算執行、収支及び資金運用の状況、契約の状況等について確認し、適宜その指摘に応じて改善を図っています。

また、本機構は独立行政法人通則法第39条に規定する会計監査人の監査を受けなければならない法人ではないものの、独立行政法人会計基準等に準拠した財務諸表等の適正化を図るため、従来、監査法人と監査契約を締結し、契約事務に係る決議書類や財務諸表等の作成に至る決算処理までの外部監査を実施しています。

(3)入札・契約の適正化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27年 5月 25日総務大臣決定)に基づき策定した調達等合理化計画に沿って、 一者応札・応募に関する調達の改善に努めています。

一般競争入札等の実施に当たっては、競争参加資格要件の緩和や公告期間 の延長等を実施し、数多くの業者が入札できるように競争性の確保に努めて います。

また、同総務大臣決定に基づき設置した契約監視委員会(委員は監事1名、 弁護士1名、公認会計士1名)を開催し、一者応札に関する調達や経費節減 ・効率化に関する調達の適正性等の点検を行い、適切に実施されたことを確 認しています。

これらの内容は、ホームページに調達情報のページを設け、一般競争入札 や企画競争・公募の公告を掲載し、より多くの参加者を募ることで競争性を 確保するとともに、競争入札や随意契約に係る情報(契約結果の情報)を開 示し、引き続き契約業務の透明性の確保に努めています。

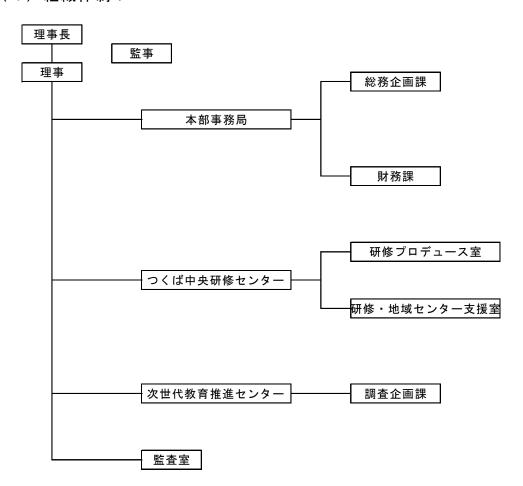
15 法人の基本情報

(1)沿革

平成13年4月、独立行政法人教員研修センターとして設立 平成29年4月、独立行政法人教職員支援機構に名称変更

- (2) 設立根拠法:独立行政法人教職員支援機構法 (平成12年 5月26日法律第88号) (名称変更:平成28年11月28日法律第87号)
- (3) 主務大臣:文部科学大臣(所管課:総合教育政策局教育人材政策課)

(4)組織体制:



(5) 事務所の所在地

本部事務局・つくば中央研修センター: 茨城県つくば市立原3

次世代教育推進センター大手町事務所:東京都千代田区内神田 1-2-10

羽衣ビル5 F

次世代教育推進センターーツ橋事務所:東京都千代田区ーツ橋 2-1-2

学術総合センター11 F

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況 該当なし

(7) 主要な財務データ (法人単位) の経年比較 (単位:百万円)

区分	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
経常費用	1, 339	1, 309	1, 415	1, 460	1, 204
経常収益	1, 380	1, 322	1, 417	1, 511	1, 220
当期総利益(当期総損失)	41	1	Δ1	50	16
資産	5, 660	5, 691	5, 624	5, 579	5, 706
負債	905	939	978	976	996
利益剰余金(又は繰越欠損金)	41	42	41	91	106
業務活動による キャッシュ・フロー	△25	133	269	61	△26
投資活動による キャッシュ·フロー	△152	△69	△247	△ 33	37
財務活動による キャッシュ・フロー	△13	△14	△14	△ 16	△16
資金期末残高	298	348	355	368	363

(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画(法人単位)

年 度 計 画 予 算 令和3年度計画予算

(単位:百万円)

	事業費							
区別	研修事業	指標に関	指導、助	調査研究	更新講習	資格認定	法人共通	合計
		する専門	言及び援		等認定事	試験実施		
		的助言	助		務	事務		
収 入								
運営費交付金	249	9	398	65	31	56	404	1, 212
施設整備費補助金	42							42
自己収入	84					32		116
計	375	9	398	65	31	88	404	1, 371
支 出								
一般管理費							168	168
業務経費	262	7	295	36	25	77		703
人件費	71	2	103	29	6	11	211	432
特殊要因等経費							26	26
施設整備費	42							42
計	375	9	398	65	31	88	404	1, 371

⁽注) 金額は、単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

収 支 計 画 令和3年度計画予算

(単位:百万円)

	事業費							
区別	研修事業	指標に関す			更新講習等	資格認定試	法人共通	合計
		る専門的助	及び援助		認定事務	験実施事務		
		言						
費用の部	346	9	423	65	40	88	415	1, 387
一般管理費							179	179
業務経費	275	7	320	36	34	77		750
人件費	71	2	103	29	6	11	211	432
特殊要因等経費							26	26
収益の部	346	9	423	65	40	88	415	1, 387
運営費交付金収益	241	9	397	64	31	54	368	1, 163
自己収入	84					32		116
賞与引当金見返りに係る収益	8		1	1	1	2	13	26
退職給付引当金見返に係る収益							23	23
資産見返運営費交付金戻入	13		25		9		11	59

(注) 金額は、単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

資金計画令和3年度計画予算

(単位:百万円)

	事業費							
区別	研修事業	指標に関す	指導、助言	調査研究	更新講習等	資格認定試	法人共通	合計
		る専門的助	及び援助		認定事務	験実施事務		
		言						
		_						
資金支出	375	9	398	65	31	88	404	1, 371
業務活動による支出	333	9	398	65	31	88	404	1, 329
投資活動による支出	42							42
資金収入	375	9	398	65	31	88	404	1, 371
業務活動による収入	333	9	398	65	31	88	404	1, 329
運営費交付金による収入	249	9	398	65	31	56	404	1, 212
自己収入	84					32		116
投資活動による収入	42							42
施設整備費補助金による収入	42							42

(注) 金額は、単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

16 参考情報

(1)要約した法人単位財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金:現金、預金

有形固定資産:土地、建物、機械装置、車両、工具など独立行政法人が長

期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産:有形固定資産以外の長期資産で、特許権、商標権、著作権

など具体的な形態を持たない固定資産

投資その他の資産: 有形固定資産及び無形固定資産以外のもので、建物を

賃借する際の敷金等が該当

運営費交付金債務:独立行政法人の業務を実施するために国から交付され

た運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高

政府出資金 : 国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成

資本剰余金 :国から交付された施設費や寄附金などを財源として取得し

た資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの 利益剰余金 : 独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 損益計算書

教育研修事業費:独立行政法人の業務に要した費用

人件費:給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要す

る経費

減価償却費 :業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたっ

て費用として配分する経費

補助金等収益:国からの補助金、運営費交付金のうち、当期の収益として

認識した収益

自己収入等 : 宿泊料収入、建物貸付料収入、受験手数料収入、雑収入、

受取利息、受託事業収入

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー:独立行政法人の通常の業務の実施に 係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、商

品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー:将来に向けた運営基盤の確立のため

に行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の

取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー:増資等による資金の収入・支出等、

資金の調達及び返済などが該当

④ 行政コスト計算書

損益計算書上の費用:独立行政法人の損益計算書に計上される費用

その他の行政コスト:独立行政法人の損益計算書に計上されないが、行政 サービスの実施に費やされたと認められるコスト

(2) その他公表資料等との関係の説明

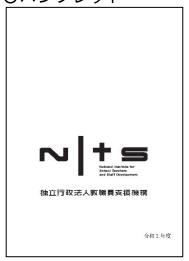
Oホームページ

機構の研修事業、オンライン研修、調査研究事業等、各事業の情報を発信しています。





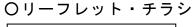
Oパンフレット



教員だって、学びたい。 NITS 選手紹介パソフレット

<教職員支援機構 要覧>

<NITS 事業紹介パンフレット>





<NITS 大賞事例集>



<NITS のオンライン講座紹介チラシ>